

Peace Line の規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、「Peace Line」と称する。

(目的)

第2条 本団体は、昨今の国際情勢や国際関係について理解を深めるための学習と、小中高と連携した平和学習の実施、被爆者の体験や記憶を後世に継承することを目的とする。

第2章 会計

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 本団体の必要経費は、会費等をもって充てる。

会費は、一人あたり年額4000円とし、新年度6月中に徴収することとする。

但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

第3章 会員・役員

(組織構成)

第5条 本団体は、島根県立大学の学部学生を構成員として組織する。

(役員)

第6条 本団体に次に掲げる役員を置く。

- 1) 部長 1名
- 2) 副部長 1名
- 3) 会計 1名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1) 部長は、本団体の代表とする。

- 2) 副部長は、部長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 3) 会計は、本団体の会計事務を総括する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を防げない。

第4章 雑則

(決議)

第9条 本規約に定めのない事項については全構成員の2/3の賛成により決する。

(改廃)

第10条 本規約は、全構成員の2/3の賛成により改廃される。

(罰則等)

第11条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- 1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- 2) 役員が職務を遂行しなかったとき。
- 3) サークルの活動を著しく妨害したとき。
- 4) 学生としての本分に反する行為があったとき。

附則

この規約は、令和4年6月28日から施行する。

この規約を一部改正し、令和6年5月15日から適用する。

この規約を一部改正し、令和7年4月24日から適用する。